

質問及び回答（令和7年4月23日公告分）

業 務 名		高砂市上下水道部公営企業会計システム構築業務委託
1	質問項目	実施要領4 ページ「4 参加申込みの手続」ウ企業概要書（様式第3号）について
	質 問	「地方公共団体情報システム機構のLGWAN-ASPサービスのアプリケーション及びコンテンツサービスの登録証の写しを添付すること。」とありますが、J-LISのLGWAN-ASPポータルサイト内「ASPサービスリスト」にて、提案パッケージが登録されていることが確認できる画面コピーを提出する形でも問題ございませんでしょうか。
	回 答	J-LIS（地方公共団体情報システム機構）のLGWAN-ASPポータルサイト内「ASPサービスリスト」にて、登録されていることが確認できる画面コピーの提出で構いません。
2	質問項目	様式第4号「業務実施体制」の注記について
	質 問	業務実施体制の様式下部には、体制に記載した人員の雇用関係を証明する書類（健康保険証の写しなど）についての記載があります。実施要領の提出書類には記載がありませんが、雇用関係を証明する書類の提出も必要でしょうか。
	回 答	雇用関係を証明する書類の提出をお願いいたします。
3	質問項目	実施要領5 ページ「主たる担当技術者の実績の証明書類について」
	質 問	公営企業会計システムの構築または再構築業務に配置された実績を証明する書類は、業務従事時に発注者に提出した体制表や従事者届の写しでよろしいでしょうか。 また、提出する対象者は主たる担当技術者のみであり、統括責任者及びその他の担当技術者については、証明書類の提出は不要という認識でよろしいでしょうか。
	回 答	主たる担当技術者について、公営企業会計システムの構築または再構築業務に配置された実績を証明する書類は、業務従事時に発注者に提出した体制表や従事者届の写し等で構いません。 また、提出する対象者は主たる担当技術者のみであり、統括責任者及びその他の担当技術者については、証明書類の提出は不要です。
4	質問項目	様式第4号「業務実績調書」について
	質 問	調書に記載した業務の証明となる書類として契約書の写しを提出する場合、鑑の部分でよろしいでしょうか（約款部分は不要という認識でよろしいでしょうか）。
	回 答	鑑の部分の提出で構いません。（約款部分は不要です。）
5	質問項目	様式第4号「業務実施体制」について
	質 問	本様式に記載した業務実績について、履行を証明する書類（契約書の写しや完了届の写しなど）は不要という認識でよろしいでしょうか。
	回 答	主たる担当技術者について、業務実績を証明する書類の提出は必要ですが、統括責任者及びその他の担当技術者について、業務実績を証明する書類の提出は不要です。